

## 成年後見制度巡り “公選法改正” で一致

NHKニュース 3月18日 14時33分



政府・与党は、病気や障害などで判断力が十分でない人を対象にした「成年後見制度」を巡り、東京地方裁判所が「後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法に違反する」という判決を言い渡したことを受けて、後見人がいても選挙権を認めるよう、今の国会での法改正を目指すことで一致しました。東京地方裁判所は

断力が十分でない人に代わって財産を管理する「成年後見制度」を巡り、「後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法に違反する」という初めての判決を言い渡しました。これについて18日に開かれた政府与党協議会で、公明党の井上幹事長は「判決は重く、政府・与党として、きちんと法改正を含めて対応すべきだ。与党内で調整したい」と述べました。

これに対し、自民党からも同調する意見が出され、後見人がいても選挙権を認めるよう、今の国会で公職選挙法の改正を目指すことで一致しました。

このあと自民党の石破幹事長は記者会見で、「法改正については、おおかた異論のないところだと思う。今の状態を早く改めなければならず、時間に限りのある話だ」と述べました。

## 成年後見制度 違憲判決で国の対応焦点に

NHニュース 3月15日 5時25分



病気や障害などで判断力が十分でない人を対象にした「成年後見制度」について東京地方裁判所は14日、「後見人がつくとも選挙権を失う法律の規定は憲法に違反する」という判決を言い渡しました。判決は一律に選挙権を剥奪することは許されないと判断していて、今後は国の対応が焦点になります。東京地方裁判所は14日、

病気や障害などで判断力が十分でない人に代わって財産を管理する「成年後見制度」について、「後見人がつくとも選挙権を失う公職選挙法の規定は憲法に違反する」という初めての判決を言い渡しました。

判決はさらにフランスやオーストリアなど、海外でも同じような制度で選挙権を認めていると指摘し

たとえば、「一律に選挙権を剥奪することは許されない」と国に新たな対応を求めています。総務省は「今後については法務省と協議していきたい」というコメントを出しましたが、後見人がついた人は全国で13万6000人に上ることから、判決を受けて国がどう対応するかが今後の焦点になります。

最高裁判所元判事の泉徳治弁護士は「海外ではこの問題で法律の改正を終えたところが多く世界的な流れから見ると当然の判断だ。日本も早く差別的な規定を撤廃する必要がある」と話しています。

## **社説**・・・成年後見裁判 違憲判決は当然だ

毎日新聞 2013年03月17日 02時33分

政治に最も強い関心を持つのは公の政策がどうなるかで自らの生活が影響を受ける人々であろう。判断能力にハンディがある認知症のお年寄りや知的障害者は特にそうだ。ドイツでは選挙になると候補者が障害者の暮らす場へ次々に訪れ、わかりやすい演説を競い合っているという。理にかなった風景ではないか。

ところが、日本では判断能力にハンディがあつて成年後見人がつくと、選挙権が剥奪される。以前の禁治産制度から2000年に成年後見制度に切り替わったとき、障害を理由に資格を制限される欠格条項の見直しが進められたが、なぜか選挙権剥奪はそのまま引き継がれた。

改善を求める声がなかったわけではない。障害者や家族などの関係団体は何年も前から見直しを求めてきた。法律の専門家の中にも制度の欠陥を指摘する人は多かった。それにもかかわらず制度改正への動きは起きなかった。選挙制度にかかわることは国会議員が主導権を発揮しなければ動かないといわれる。

であるならば、選挙の際に後見制度改正に熱心な候補を選べばいい。それが民主主義の原則というものだ。しかし、そのための選挙権が剥奪されているのだ。不当な差別を受けている当事者がその差別を解消するためのルールの変更にすら関与できない、という理不尽さを理解しなければならない。

知的障害の女性が起こした成年後見訴訟で、東京地裁判決は選挙権剥奪を憲法違反と初めて判断した。判決は、ものごとを正確に理解し意思表示できる「事理弁識能力」を欠く者に選挙権を付与しないのは「立法目的として合理性を欠くとはいえない」としながらも、民法が被後見人を事理弁識能力を欠く者とは位置づけていないと指摘し、障害者も「我が国の『国民』である」「主権者として自己統治を行う主体であることはいうまでもない」と述べた。

成年後見人が付いている高齢者や障害者は計13万人もいる。財産管理や権利擁護が必要でも選挙権を失いたくなくて後見制度の利用を控えている人も多い。公職選挙法を所管する総務省や国会議員は制度改正に着手すべきだ。

先進各国では権利制限を弱める方向で後見制度を改正してきており、その流れに逆行しているのが日本だ。欧州では後見制度そのものを廃止し、障害者の権利性をより強く確保した「意思決定支援」などの新制度に変えることも議論されている。日本では親族の後見人による金銭流用の不正が多く、弁護士などの専門職後見人は費用負担の面から広がらない。現行制度には問題が多数指摘されている。これを機会に抜本的に見直してはどうか